

# 一般財団法人岩手県スキー連盟後援会規程

(名称)

第1条 この会の名称を、一般財団法人岩手県スキー連盟後援会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）に置く。

(目的)

第3条 この会は、連盟の育成及び後援並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会の構成)

第4条 この会は、団体及び個人会員をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	若干名
会計監事	2名

2 会長は、連盟会長が連盟理事会に諮って委嘱し、副会長及び理事並びに会計監事は会長が委嘱する。

(役員の義務)

第6条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

3 理事は、会務を掌理する。

4 会計監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要において開催することとし、その場合、連盟の理事以上の役員が出席しなければならない。

(経費)

第8条 この会の目的を達成するための経費は、会費その他をもってあてる。

(会費)

第9条 前条による会費は、次のとおりとする。

個人会員	年額1口	3,000円
団体会員	年額1口	10,000円

(会計の取り扱い)

第10条 この会の会計は、あらかじめ会長が指名した理事が取り扱う。

(会計監査)

第11条 会計年度終了後、すみやかに会計監査を受け、その結果を会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、9月30日をもって終わる。

#### 附則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。